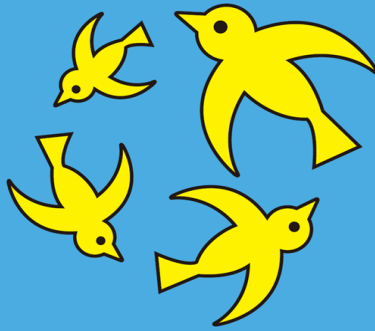


新しい学習指導要領

生きる力
学びの、その先へ



令和5年度 第2回全国特別支援学校病弱教育校長会研究協議会

講評・助言及び情報提供



文部科学省

初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官

相原 千絵

内 容

- 1 各分科会への講評・助言
 - ①ICT機器活用
 - ②高校生支援
 - ③復学支援
 - ④自立活動
 - ⑤センター的機能

- 2 情報提供

1-① ICT機器活用

ICTの効果的な活用に関する留意点

(略) 各教科等の指導においては、単にICTを使用することを目的とした授業づくりではなく各教科等の目標の達成を図るために必要な手段として、どのようにICTを関連付けて活用すればよいかを分析する力を培っていくことが重要である。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）」

ICTは、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する上で基盤的なツールとして必要不可欠なものであり、(中略) 日常的にICTを学習に活用することが重要であること。
その際、ICTを活用することそのものが目的化してしまわないよう留意し、これまでの実践と適切に組み合わせて有効に活用することが重要であること。

「GIGAスクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針について(通知)」

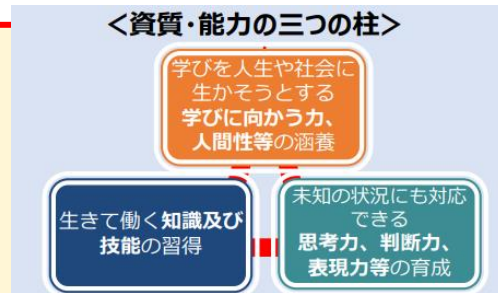


各教科等の指導におけるICTの効果的な活用

新学習指導要領に基づき、**資質・能力の三つの柱をバランスよく育成**するため、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる**ことが重要

【留意点】

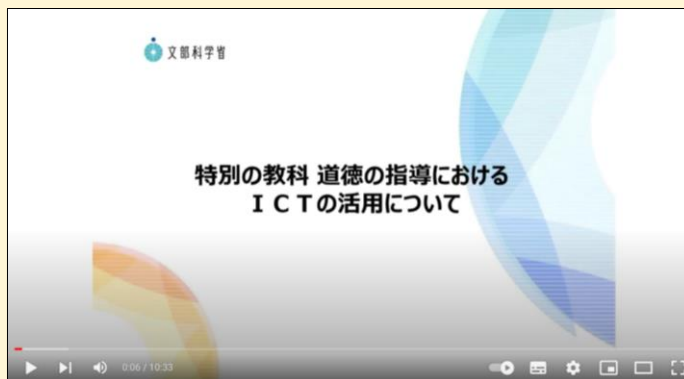
- 資質・能力の育成に、より効果的な場合にICTを活用する
- 限られた学習時間を効率的に運用する観点からも、ICTを活用する



各教科等の指導における ICTの効果的な活用に関する解説動画

学校での実践事例に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行うための参考となる

👉 **日々の授業だけでなく研修等にも活用を**



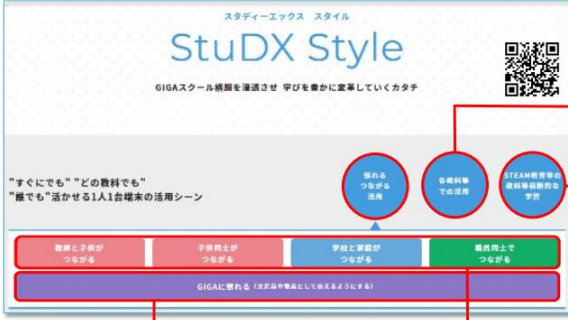
スタディーエックス スタイル

特設ウェブサイト「StuDX Style」

<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>

特設ウェブサイト「StuDX Style」では、1人1台端末の更なる利活用の促進に向けて、全国の学校や自治体から提供いただいた端末の活用方法に関する優良事例等を数多く紹介しています。

具体的には、①活用のはじめの一歩となる「慣れる」「つながる」活用事例 ②各教科等での活用事例 ③STEAM教育等の教科等横断的な学習での事例があります。



スタディーエックス スタイル
StuDX Style
GIGAスクール構想を推進させ、学びを豊かに実装していくカタチ

"すぐにも" "どの教科でも"
"構でも"活かせる1人1台端末の活用シーン

習得とつながる
各教科等での活用
STEAM教育等の教科等横断的な学習

教師と子供がつながる
子供同士がつながる
学校と家庭がつながる
職員同士でつながる

GIGAに慣れる（学びが容易に広がるようにする）

各教科等での活用事例

各教科等の指導における1人1台端末の活用事例について小学校・中学校・高等学校の各教科等のポイントや、各教科等の特質を踏まえた活用事例を紹介しています。

小学校	国語	算数	理科	社会	英語	音楽	美術	体育	保健	家庭科	総合
国語	国語	算数	理科	社会	英語	音楽	美術	体育	保健	家庭科	総合
英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語
音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽
美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術
体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育
保健	保健	保健	保健	保健	保健	保健	保健	保健	保健	保健	保健
家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科
総合	総合	総合	総合	総合	総合	総合	総合	総合	総合	総合	総合

STEAM教育等の教科等横断的な学習の取組事例

各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進している自治体や学校の取組事例を紹介しています。

GIGAに慣れる活用事例

学習環境づくり等の取り組みや、使い事例や、パスワード指導やルールづくり等の適切で安全な端末活用事例などを中心に、1人1台端末の活用に取り組み始める先生方へのヒントとして紹介しています。

「つながる」活用事例

「教師と子供がつながる」「子供同士がつながる」「学校と家庭がつながる」「職員同士でつながる」について、授業等での活用のヒントが欲しい先生に向けての活用事例を紹介しています。

各OS事業者との連携

各OS事業者と連携し、StuDX Styleの事例の使い方などを紹介しています。

特集ページ

StuDX Styleを活用したミニ研修プランや、先進的に取り組んでいる自治体の研修情報やコンテンツ情報などを紹介しています。

1-② 高校生支援

4

高等学校等の病気療養中等の生徒に対する オンデマンド型の授業に関する改正について(通知)

令和5年文部科学省告示第37号(3月30日公布・4月1日施行)

内容

学校教育法施行規則第88条の3における「メディアを利用して行う授業」について規定している告示を一部改正し、**病気療養中等の生徒に対して行う授業については、同時双方向型であることを要しないこととし、オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。**

留意事項

- 病気療養中等の生徒に対し、メディアを利用して授業を実施する場合、**同時双方向型の授業を原則とすること。生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等から同時双方向型の授業を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型の授業を行うことが可能。**
- オンデマンド型の授業を行うに当たっては、以下のような事項について留意する。
 - ・ICT機器の取扱いや学習課題等について相談できる体制を整えること。
 - ・グループ活動等、相互のやりとりが中心となる教育活動については、オンデマンド型の授業によらないこと。
 - ・当該生徒の生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等との積極的な連携を図ること。
 - ・学習評価においては、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握し、課題提出等、工夫して行うこと。等

令和4年度 病気療養児に関する実態調査



(1) 学校向け調査

①入院中の児童生徒に関する調査

- ・入院中の児童生徒数
- ・病院内の特別支援学級又は特別支援学校分校・分教室数
在籍児童生徒数

②病気療養児に関する調査

- ・主傷病名、転学、転籍、進級等の状況
- ・同時双方向型授業の実施の有無、活用機器等
- ・同時双方向型授業以外の指導や支援
- ・オンデマンド型の授業の実施の有無 (特別支援学校高等部の訪問教育)

(2) 教育委員会向け調査

学校に在籍する病気療養児に対する教育委員会としての取組
(実態調査、理解啓発等)

ただいま集計中です

病気療養児に対する支援の状況 (平成30年度 病気療養児に関する調査結果)

https://www.mext.go.jp/content/20191225-mxt_tokubetu01-000003414-03.pdf

病気療養児の人数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 (小中高等部計)	計
学校数	1,238	942	597	307	3,084
人数	1,681	1,627	1,692	2,994	7,994

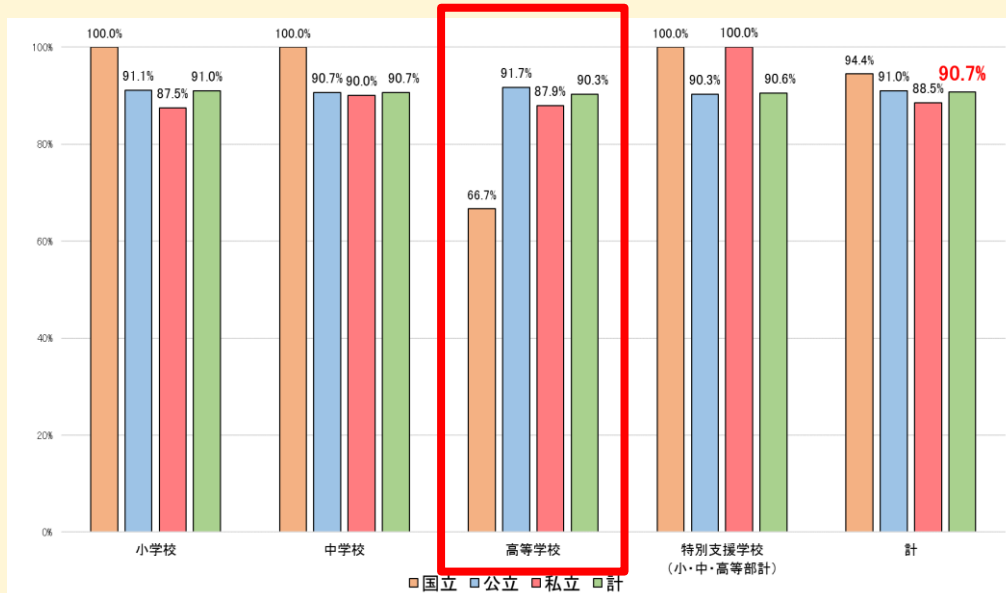
※「学校数」：平成29年度に病気療養児が在籍していた学校数。「人数」：平成29年度に在籍した病気療養児の人数。
※病気療養児の人数には、年度途中で転学等で学籍が異動した場合も含む。

【参考】

本調査における病気療養児とは、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、年間延べ30日以上欠席という状況の一つの参考として、各学校又は教育委員会が病気療養児に該当すると判断した児童生徒。ただし、訪問教育学級（訪問教育を受けている児童生徒のみで編成されている学級）に在籍する児童生徒は除く。

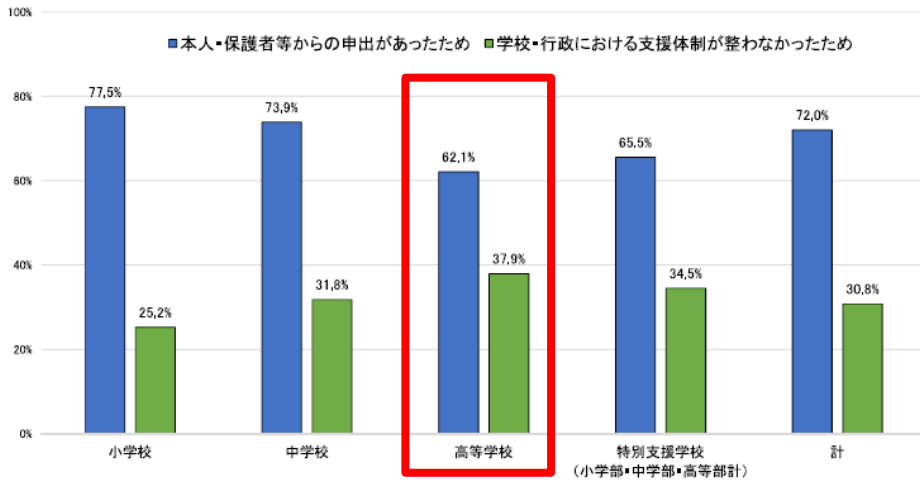
病気療養児に対する支援の状況 (平成30年度 病気療養児に関する調査結果)

病気療養児に対して、学習指導等の支援を行った学校



病気療養児に対する支援の状況 (平成30年度 病気療養児に関する調査結果)

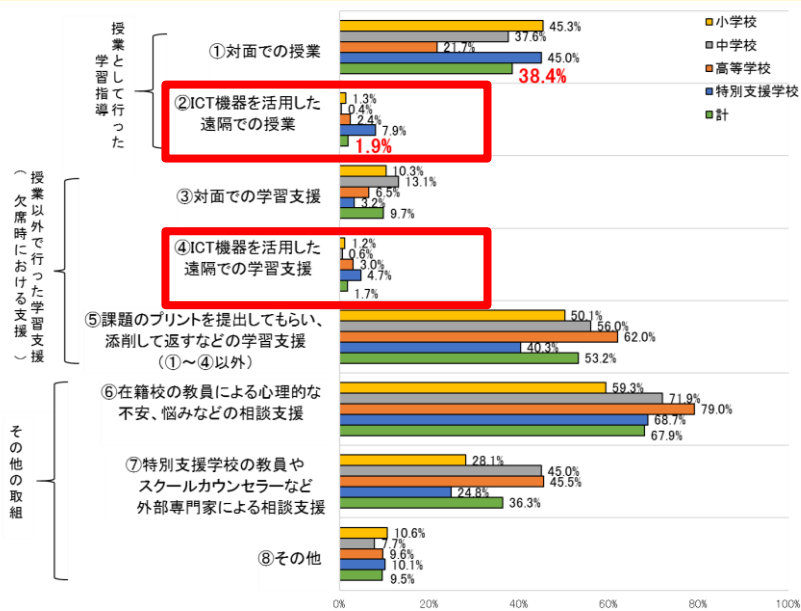
病気療養児に対して、学習指導等の支援を行わなかった理由



※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して、学習指導や学習支援、相談等の支援を行わなかった学校における回答。複数回答可。
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

病気療養児に対する支援の状況 (平成30年度 病気療養児に関する調査結果)

病気療養児に対する支援の内容



1-③ 復学支援

復学支援の充実のために

特別支援学校幼稚部教育要領 第1章総則第3

1 幼稚部における教育において育みたい資質・能力

- (1)知識及び技能の基礎
- (2)思考力、判断力、表現力等の基礎
- (3)学びに向かう力、人間性等

3 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- (1)健康な心と体
- (2)自立心
- (3)協同性
- (4)道徳性・規範意識の芽生え
- (5)社会生活との関わり
- (6)思考力の芽生え
- (7)自然との関わり・生命尊重
- (8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- (9)言葉による伝え合い
- (10)豊かな感性と表現

生徒指導提要（令和4年12月改訂）




子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められている



生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有する

「まえがき」より

詳細はこちら（文部科学省HP） 



復学支援の充実のために

生徒指導提要（令和4年12月改訂）

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

13.1 発達障害に関する理解と対応

- 13.1.1 障害者差別解消法と合理的配慮
- 13.1.2 発達障害に関する理解
- 13.1.3 発達障害に関する課題
- 13.1.4 学校における組織的な対応
- 13.1.5 関係機関との連携

13.2 精神疾患に関する理解と対応

- 13.2.1 精神疾患に関する基本的構えと対応
- 13.2.2 主な精神疾患の例

13.3 健康課題に関する理解と対応

- 13.3.1 健康課題に関連した基本法規等
- 13.3.2 健康課題への対応
- 13.3.3 生徒指導における健康課題への対応と関わり
- 13.3.4 健康課題に関する関係機関との連携

病弱教育の基本となる通知②

「病気療養児に対する教育の充実について」(平成25年3月4日 24初特支第20号通知)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1332049.htm

今後の病気療養児への指導等の在り方について、「病気療養児の教育について」(平成6年12月21日付 文初特第294号通知)により提示した取組の徹底を図るとともに、特に留意する事項を整理し教育委員会等へ通知

1 小児がん拠点病院の指定に伴う対応

- (1)病気療養児の転学及び区域外就学に係る手続について、可能な限りその簡素化を図るとともに、それらの手続が滞ることがないようにする
- (2)入院中の病気療養児の交流及び共同学習についても、その充実を図る
- (3)後期中等教育を受ける病気療養児について、入退院に伴う編入学・転入学等の手続が円滑に行われるよう、事前に習得単位の取扱いや事務手続等について関係機関の間で共有を図り、適切に対応する
- (4)病弱者を対象とする特別支援学校は、幼稚園・小・中・高等学校等の要請に応じて、病気療養児への指導に係る助言又は援助に努める

病弱教育の基本となる通知②

「病気療養児に対する教育の充実について」(平成25年3月4日 24初特支第20号通知)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1332049.htm

2 病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応

(感染症への対策などの治療上必要な対応や継続的な通院を要する等)

- (1)当該病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能となるよう、当該病気療養児のための教育環境の整備を図る
- (2)当該病気療養児に対する指導に当たり、訪問教育やICT等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行う
- (3)退院後であっても当該病気療養児への教育への継続が図られるよう、保護者、医療機関、近隣の特別支援学校等との十分な連携体制を確保する

「障害のある子供の教育支援の手引」より

第1編 2 早期からの一貫した教育支援 (2) 移行期の教育支援に求められること（抜粋）

移行期の教育支援とは、教育支援の対象となる子供に対し、**必要な教育支援の継続性を確保するとともに、これまでの教育的ニーズや必要な教育支援の内容を改めて評価して必要な見直しを行うことにより、より良い教育支援を行うことができるようにすること**である。また、教育支援の対象となる子供やその保護者が、必要な教育支援への見直しをもてるようにすることにより、不安を解消するとともに、必要な教育支援の内容等について就学先や進学先と対話するなど主体的に関与することができるようになれば、結果として障害のある子どもの自立を促すことにつながるものである。

第2欄 特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理 －病弱者(身体虚弱者を含む)に関する領域－

全体目標：

病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気等に関する病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や**学校間**、関係機関との連携について理解する。

(1) 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標：

病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気（身体疾患や精神疾患）や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や**学校間**、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

到達目標：


- 1) 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気（身体疾患、精神疾患）や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や**学校間**、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。

復学支援の充実のために



病弱・身体虚弱コースのコンテンツ（1講座15～25分程度）

- 病弱・身体虚弱の特性と教育課程
- 病弱・身体虚弱教育における指導の実際
- 病弱・身体虚弱教育における情報機器活用 の 実際
- 子どもの身体発育と運動発達
- 病弱教育の歴史
- 慢性疾患の理解

詳しくはこちら 



1-④ 自立活動

自立活動

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第2節の2(4)

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、**自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行う**よう配慮すること。

自立活動 ～個別の指導計画作成と内容の取扱い

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第3の1

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに**必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け**、具体的に指導内容を設定するものとする。

どのような指導内容を設定する場合にも大切にしなければならない視点

学習指導要領解説 自立活動編では、6区分の下の項目ごとに、①この項目について、②具体的指導内容例と留意点、③他の項目との関連が記載されています

- 1 健康の保持
- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握
- 5 身体の動き
- 6 コミュニケーション

自立活動 ～個別の指導計画作成に当たっての配慮事項

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第3の2

- (1) **幼児児童生徒の実態把握**
障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態
- (2) **指導目標(ねらい)の設定**
これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定
- (3) **具体的な指導内容の設定**
考慮すること
ア 主体的に取り組む指導内容
イ 改善・克服の意欲を喚起する指導内容
ウ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容
エ 自ら環境と関わり合う指導内容 (幼稚園のみ)
オ 自ら環境を整える指導内容 (小・中・高のみ)
カ 自己選択・自己決定を促す指導内容
キ 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容
- (4) **評価**
個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かす
- (5) **他領域・教科等との関連**
密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにする

自立活動

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例 (流れ図)

学年・学年 障害の種類・程度や状態等	中学部・第2学年 病弱・学生生活への不満足により不登校となる。心障害による身体症状が見られるため、入院して特別支援学校(病弱)に転校												
事例の概要	自己理解を深め、自尊感情を高めることを目指した指導												
① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について把握	<p>① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身症の一つである摂食障害(神経性無食症)の診断を受け、入院している。 小学生の時はいじめが好きで、将来は教師になりたいと思っていた。 食卓に向かえず、勝手に休室が確保されているが、食べたい気持ちがあり、状況に関係なく食卓の片端を走り回る。 卒業を機に気づくため、授業中もまたびくつき見られる。 不登校。実態が不明になり中学校での生活が不安定な状態に陥り、転校を希望する。 中学校では学習が遅れがちになり、閉鎖的な集団での生活の動きが遅れたり、失敗を繰り返したり、小学校では友人も多かったが、中学校に入ると自尊感情の低下に伴い、人との直接的関わりを避けるようになった。 転校後より身体症状が軽減したが、文字の読み書きは小学校3年生程度であり、几帳ானな性格であるため、達成できないことがあると落ち込み、話をしなくなる。 												
②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階	<p>②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階</p> <table border="1"> <tr> <th>健康の保持</th> <th>心理的な安定</th> <th>人間関係の形成</th> <th>環境の把握</th> <th>身体の動き</th> <th>コミュニケーション</th> </tr> <tr> <td>自分の病状が正しい理解できない 必要な食事量把握ができていない 卒業後について不安定な生活がある</td> <td>食卓に向かえず、勝手に休室が確保されている</td> <td>周囲の視線を過敏に意識しており、容姿だけでなく、学習内容が難しいと感じている</td> <td>学年初めの文字の読み書きが難しい</td> <td>会話話ができるが、羞恥心がある</td> <td>コミュニケーションを避ける</td> </tr> </table>	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション	自分の病状が正しい理解できない 必要な食事量把握ができていない 卒業後について不安定な生活がある	食卓に向かえず、勝手に休室が確保されている	周囲の視線を過敏に意識しており、容姿だけでなく、学習内容が難しいと感じている	学年初めの文字の読み書きが難しい	会話話ができるが、羞恥心がある	コミュニケーションを避ける
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション								
自分の病状が正しい理解できない 必要な食事量把握ができていない 卒業後について不安定な生活がある	食卓に向かえず、勝手に休室が確保されている	周囲の視線を過敏に意識しており、容姿だけでなく、学習内容が難しいと感じている	学年初めの文字の読み書きが難しい	会話話ができるが、羞恥心がある	コミュニケーションを避ける								
②-2 収集した情報(①)を生活や学習の困りや、これまでの学習状況の観点から整理する段階	<p>②-2 収集した情報(①)を生活や学習の困りや、これまでの学習状況の観点から整理する段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 食卓に向かえず、勝手に休室が確保されている 周囲の視線を過敏に意識しており、容姿だけでなく、学習内容が難しいと感じている 学年初めの文字の読み書きが難しい 会話話ができるが、羞恥心がある コミュニケーションを避ける 												
②-3 収集した情報(①)を生活や学習の困りや、これまでの学習状況の観点から整理する段階	<p>②-3 収集した情報(①)を生活や学習の困りや、これまでの学習状況の観点から整理する段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来はパティシエを養成することを進めたいと言っている。(健)(心) 転校に動機がある。特に読みについては、文字の読み書きが難しいと感じている。(健)(心) 心身の健康を保持したい。(心)(心) 周囲の視線を過敏に意識しており、容姿だけでなく、学習内容が難しいと感じている。(健)(心) 学年初めの文字の読み書きが難しい。(心) 会話話ができるが、羞恥心がある。(心) コミュニケーションを避ける。(心) 												
③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階	<p>③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 療育時間や食卓の出席に課題がある。 食卓の出席に対する学習意欲がある。 周囲の視線を過敏に意識しており、容姿だけでなく、学習内容が難しいと感じている。 学年初めの文字の読み書きが難しい。 会話話ができるが、羞恥心がある。 コミュニケーションを避ける。 												

④ ③で整理した課題同士がどのような関係性を持っているかを整理し、中心の課題を導き出す段階	<p>④ ③で整理した課題同士がどのような関係性を持っているかを整理し、中心の課題を導き出す段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 自尊感情が低下しているため、男子生徒からの悪口や、生活上の課題や食卓の課題に寄り添うことで、自己理解を深め、自尊感情を高める取組が必要である。 												
⑤ ④に基づき学習目標を設定する段階	<p>⑤ ④に基づき学習目標を設定する段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習目標を設定する段階 												
⑥ ⑤に基づき学習目標を達成するための必要な項目を設定する段階	<p>⑥ ⑤に基づき学習目標を達成するための必要な項目を設定する段階</p> <table border="1"> <tr> <th>健康の保持</th> <th>心理的な安定</th> <th>人間関係の形成</th> <th>環境の把握</th> <th>身体の動き</th> <th>コミュニケーション</th> </tr> <tr> <td>④(1)病状の状態の理解を深めること</td> <td>④(2)容姿や行動に関する不安を軽減すること</td> <td>④(3)周囲の視線を過敏に意識していること</td> <td>④(4)学年初めの文字の読み書きが難しいこと</td> <td>④(5)会話話ができるが、羞恥心があること</td> <td>④(6)コミュニケーションを避けること</td> </tr> </table>	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション	④(1)病状の状態の理解を深めること	④(2)容姿や行動に関する不安を軽減すること	④(3)周囲の視線を過敏に意識していること	④(4)学年初めの文字の読み書きが難しいこと	④(5)会話話ができるが、羞恥心があること	④(6)コミュニケーションを避けること
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション								
④(1)病状の状態の理解を深めること	④(2)容姿や行動に関する不安を軽減すること	④(3)周囲の視線を過敏に意識していること	④(4)学年初めの文字の読み書きが難しいこと	④(5)会話話ができるが、羞恥心があること	④(6)コミュニケーションを避けること								
⑦ ⑥に基づき学習目標を達成するための具体的な指導内容を設定する段階	<p>⑦ ⑥に基づき学習目標を達成するための具体的な指導内容を設定する段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目と項目を関連付けする観点から 具体的な指導内容と項目を関連付けする観点から 												
⑧ ⑦に基づき学習目標を達成するための具体的な指導内容を設定する段階	<p>⑧ ⑦に基づき学習目標を達成するための具体的な指導内容を設定する段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習目標を達成するための具体的な指導内容を設定する段階 												

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

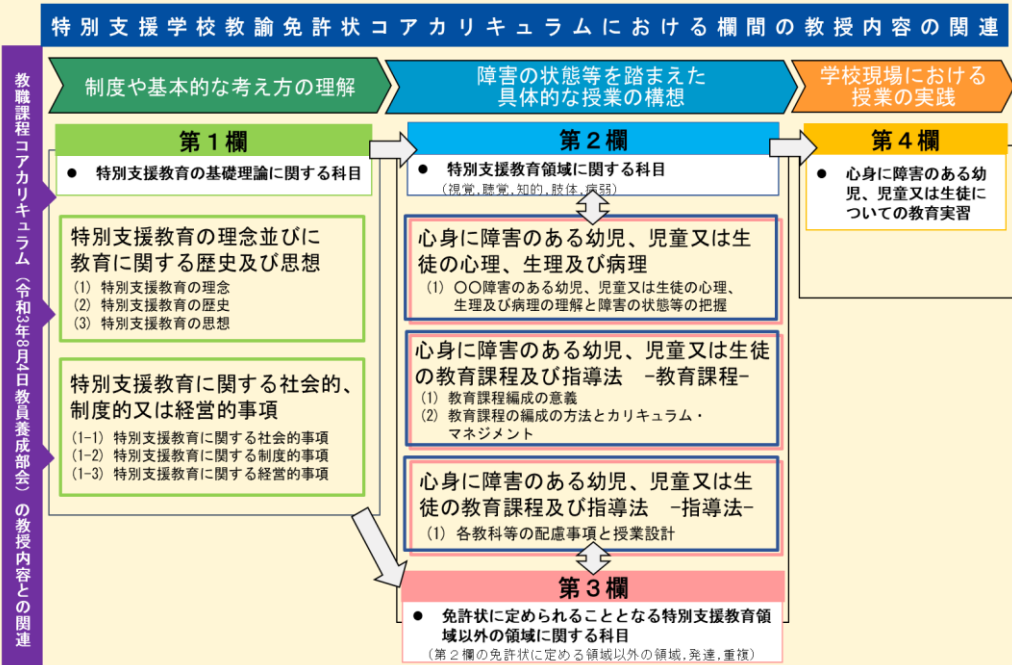
重複障害者のうち、
 障害の状態により特
 に必要がある場合

「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、**自立活動を主として指導を行うことができる。**



- 児童生徒一人一人の障害の状態等を考慮することなしに、例えば、重複障害者である生徒は、**自立活動を主とした教育課程で学ぶことを前提とする**など、最初から既存の教育課程の枠組みに生徒を当てはめて考えることは避けなければならない。
- 第2章以下に示す各教科等のそれぞれの目標及び内容を踏まえ、(中略)個別の指導計画を基にして、**児童生徒一人一人の学習の習得状況等の把握に努めることが必要である。**

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける各欄・科目の関連 概観図 (イメージ)



第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目 特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

全体目標： 現代の特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。

(1-2) 特別支援教育に関する制度的事項

一般目標： 特別支援学校の公教育制度を構成している教育関係法規を理解するとともに、そこに関連する特別支援学校教育要領・学習指導要領が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標：
1) 特別支援学校の目的及び教育目標と国が定めた教育課程の基準との相互関係を理解している。
2) 特別支援学校教育要領・学習指導要領の性格及びそこに規定する自立活動や知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科、重複障害者等に関する教育課程の取扱いの基本的な考え方を理解している。

第2欄 特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 – 教育課程 – – 病弱者(身体虚弱者を含む)に関する領域 –

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(病弱)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(病弱)の教育実践に即した教育課程の先生の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：
1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することと理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることに、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

第2欄 特別支援教育領域に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法－指導法－
 －病弱者(身体虚弱者を含む)に関する領域－

全体目標： 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

(1) 各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：
 1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果を高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。
 2) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ICTの有効な活用と共に教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。
 3) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の変換や適切な休養の確保に留意することについて理解している。
 4) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

第3欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法－教育課程－
 －重複障害者に関する教育の領域－

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

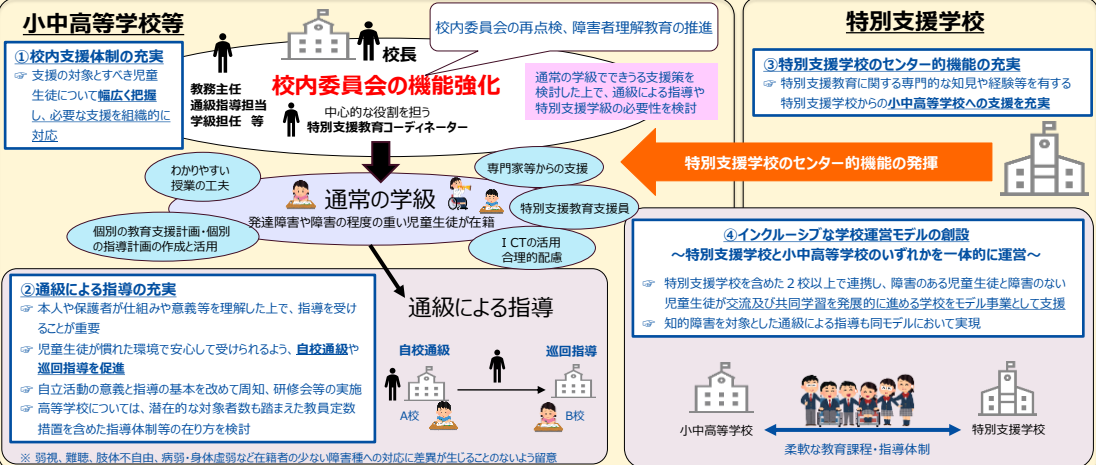
到達目標：
 1) 特別支援学校学習指導要領に規定する「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解している。
 2) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

1-⑤ センターの機能

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要) (令和5年3月13日)

現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基礎となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

「障害のある子供の教育支援の手引」 (概要)

ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性
2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援
3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市区町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。



第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

- | | |
|---------------------------------|--|
| 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方 | 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③） |
| 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①） | 第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築 |
| 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②） | 第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの
～相談担当者の心構えと求められる専門性～ |

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ
2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能
3. 当該障害の理解

詳細はこちら（文部科学省HP）

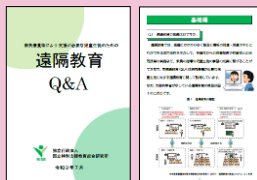


病気療養中の児童生徒への教育保障に関する資料



- ◆ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、病気療養中の児童生徒に対する教育保障に関する資料を各種作成しておりますので、ぜひご活用ください。

◆ 「病気療養中により支援が必要な児童生徒のための遠隔教育Q&A」（令和3年7月）



本遠隔教育Q&Aは、初めて遠隔教育を実施しようとする学校の校長等管理職、特別支援教育コーディネーター、校内の情報教育担当教員、病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級含）担任が、遠隔教育を進める上で直面する、制度や機器設定に関する疑問や質問を想定し、それに答える形で作成したものです。



☞ https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/0908359489de45c210cbbb953c62f86a?frame_id=1235

◆ 「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」事例整理集（令和3年7月）



平成28年度～平成30年度文部科学省委託事業「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」の成果報告書の情報を活用しやすく、事例を整理し、まとめました。巻末には、各自治体で作成した病弱教育についてのリーフレット等が紹介されています。



☞ https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/12c8180d4c6f63b0855b364aacfcb3d?frame_id=1235

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

- 政府は、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定（附則第7条）を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、
現行の努力義務から義務へと改める。

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。
- ※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】

段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
令和3年一部改正・**令和6年4月1日施行**

	行政機関等	事業者
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ↓ 令和6年4月1日からは義務

改正法の円滑な施行に向け、政府全体の方針となる基本方針を改定（R5.3）

- * 「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する例を新たに記載
- * 行政機関等・事業者と障害のある人の双方の「建設的対話」と「相互理解」が重要であることを明記 等

詳細はこちら（内閣府HP）



2 情報提供

2023年 G7 教育大臣会合 富山・金沢宣言（概要）

1. 基本的な考え方 ～教育の普遍的価値の再確認～

- OG7各国間で自由・平和、法の支配と民主主義の価値観を共有しつつ、以下の基本的考え方に基づいて、各国で教育政策を進めていくことで合意した。
- ・「民主主義や自由、法の支配や平和の礎」としての**教育の普遍的価値を改めて共有しつつ、持続可能な社会の創り手を育む。**
 - ・コロナ禍やウクライナ侵略で停滞した**国際的な人的交流の促進**に向けて協働して取り組む。
 - ・ウクライナも含め**危機的な状況にある子供（特に女子）や学生が質の高い教育にアクセスできる**よう取り組む。
 - ・生成AIを含めた近年の**デジタル技術の急速な発達**が教育に与える**正負の影響**を認識する。

2. G7が目指す取組の方向性

① コロナ禍を経た学校の役割の発揮とICT環境整備

- ・コロナ禍を契機に明らかになった**学校の役割が今後も継続して効果を発揮し、多様で包摂的な社会の基盤形成**に資するよう取り組む。
- ・自然体験・文化芸術体験活動の機会を充実することで、子供の**社会情動的スキルの向上**を図る。
- ・対面による教育に加え、リアルとデジタルを融合した教育の促進に向け、**ICT環境の整備**を継続するとともに、**教師のICTスキルの向上**に取り組み、**情報活用能力に係る教育**を充実させる。

② 全ての子供たちの可能性を引き出す教育の実現

- ・**デジタルの活用**を含めた**一人一人の子供に最適な学び**を進めるほか、**多様な他者同士が学び合う機会**を確保し、**子供たちのウェルビーイングの向上**に寄与する。
- ・各国・地域の事情に応じて、**少人数学級の推進**や**教師が担う業務の適正化**、**処遇を含む働きやすい労働条件の整備**などを推進する。これらを通じて、**魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上**や**学校の指導・運営体制の整備**を行う。
- ・特別支援教育において、**障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備**を同時に進める。

③ 社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成

- ・イノベーションと持続可能な経済成長を促し、**社会課題の解決**にもつなげる取組を支援する。
- ・**全ての子供・若者にSTEAM教育等の教科等横断的な教育を推進**するとともに、**デジタル・グリーン等の成長分野の人材育成や起業家教育**を推進する。
- ・より広範な社会的背景と結びついた**教育システム**を構築するとともに、**子供たちや若者、大人に必要な支援と多様な教育機会**を提供する。

④ 国際社会の連携に向け、新たな価値を創造するための国際教育交流の推進

- ・初等・中等・高等教育や職業教育におけるG7各国間の**生徒・学生の人的交流**をコロナ禍前の水準に回復し、**更に拡大**させる。
- ・**大学間の国際ネットワークの進展・深化**を通じた**質の高い国際交流・国際頭脳循環の活性化**を図る。
- ・**ICTを活用した交流の促進、国境を越えたオンライン学習コンテンツの共有**などを推進する。

3. G7における認識の共有

- 人への投資の重要性を認識し、今後、G7においてハイレベル政策対話の継続的な実施に向け合意。
- 調和と協調に基づく**ウェルビーイングの考え方**について確認。

2023年 G7教育大臣会合 富山・金沢宣言に係る我が国の施策推進パッケージ

富山・金沢宣言に係る我が国の施策推進パッケージ

○G7教育大臣会合では、①コロナ禍を経た学校の在り方、②全ての子供たちの可能性を引き出す教育の実現、③社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成、④国際社会の連携に向け、新たな価値を創造するための国際教育交流の必要性和役割について議論し、「富山・金沢宣言」を取りまとめた。

○本提言内容の実現に向けて **G7各国とのハイレベルでの対話**の機会も含め、各国と連携・協力しつつ以下の施策を推進。G7諸国はもとより、G7以外の国々に対する貢献も図る。

【G7各国との連携施策の強化】

高校生を中心とした若者の相互交流の促進
「アジア高校生架け橋プロジェクト+」などにより、日本語を学ぶ優秀な高校生を日本の高校に招聘し、日本の高校生と学び合いを通じて交流を深化。

G7各国との大学間ネットワーク形成による人的交流の促進
我が国にとって重要な国・地域の大学と、質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進める「**大学の世界展開力強化事業**」において、G7諸国の大学とのネットワークを構築する大学を支援。

日本人学生派遣・外国人留学生受入れの促進
G7諸国の大学間交流を含めた留学生の双方向交流を推進。より多くの優秀な外国人留学生を受け入れられるよう、環境を整備。

【宣言を踏まえた国内施策の推進】

日本社会に根差したウェルビーイングの向上
児童生徒の主観的ウェルビーイングに係る実態を把握するとともに、学校教育や生涯学習・社会教育を通じて個人と社会のウェルビーイングを向上。

学びの回復と新しい学びへの進化
自然体験・文化芸術体験や地域と学校が協働した取組の推進、SC・SSW※の配置促進に取り組むほか、デジタルの活用を含めた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に取り組む、新しい学びへの進化を図る。
※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

全ての子供たちの可能性を引き出す教育を実現するための環境整備
GIGAスクール構想・教育データの分析・利活用の推進、教師のICT活用指導力の向上、生成AI等の新たな技術への対応に取り組む。学校における働き方改革、処遇を含む働きやすい労働条件、少人数学級の推進等の学校の指導・運営体制の整備を一体的に推進するとともに、教師の資質能力の向上を図る。

社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
児童生徒が主体的に課題を発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習やSTEAM教育を充実。地域や産業界等との連携による社会に開かれた教育を展開。また、デジタル・グリーン等、時代の変化に応じて必要となる学び直しを促進。

教育振興基本計画

令和5年6月16日閣議決定

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めるもの
- 平成20年7月に初めての教育振興計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定

教育の不易と流行

教育の羅針盤

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない教育の「不易」
- 社会や時代の「流行」の中で、「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも「流行」を取り入れることが必要
- 計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の「羅針盤」となるもの

新たな教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望 教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）
▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】
・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性） ・少子化・人口減少や高齢化
・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素） ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング） ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果
・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題
・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加
・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低下 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協動的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協動的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視
- ・地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複雑化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭と共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携、協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と実現の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要、未来への投資としての教育投資を社会全体で確保、公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の修学奨励奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大 等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基盤創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策 等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力・職業実践力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○個別最適な学びと協動的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自発的行動の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると思う児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受け入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受け入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレナシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化 	<ul style="list-style-type: none"> ・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別的教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・この1年くらいに間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいに間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参加状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士との称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO等との連携 ○企業等との連携 ○スポーツ・文化芸術団体等との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る業務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

新たな教育振興基本計画のコンセプト

令和5年6月16日閣議決定

持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成
- 主体性、リーダーシップ、想像力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

新たな教育振興基本計画の5つの基本的な方針

令和5年6月16日閣議決定

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成


誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す
共生社会の実現に向けた教育の推進

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

それぞれに「教育政策の目標(例)」と「基本施策(例)」を策定

詳細はこちら 



誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策について

(令和5年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知)

<p>誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要) <small>※Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning</small></p> <p>○小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。</p> <p>⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する 3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする <p>ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文科科学大臣の下、とりまとめ。</p> <p>○今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文科科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文科科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。</p>	
<p>主な取組</p> <p>1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える</p> <p>仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通して、学びたいと思った時に多様な学びにつなげることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。</p> <p>○不登校特別校の設置促進（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容を全国に提示。「不登校特別校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。</p> <p>○校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）</p> <p>○教育支援センターの機能強化（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタファスの活用について、実践事例を踏まえ研究）</p> <p>○高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）</p> <p>○多様な学びの場、居場所の確保（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館、図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）</p>	<p>2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する</p> <p>不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようになるとともに、不登校の保護者も支援。</p> <p>○1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）</p> <p>○「チーム学校」による早期支援（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）</p> <p>○一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）</p>
<p>実効性を高める取組</p> <p>○エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）</p> <p>○学校における働き方改革の推進 ○文科科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置</p>	<p>3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする</p> <p>学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようになり学校を安心して学べる場所にする。</p> <p>○学校の風土を「見える化」（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）</p> <p>○学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）</p> <p>○いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底</p> <p>○児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しへの推進</p> <p>○快適で温かみのある学校環境整備</p> <p>○学校を、障害や国語言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に</p>

季刊誌

特別支援教育

令和5年 夏 第90号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
価格：900円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



【特集】各教科等における資質・能力の育成のためのICT活用

- 視覚に障がいのある児童生徒の各教科等の資質・能力を伸ばすICT用
- 聴覚に障害のある児童の思考力を育むための学習支援アプリの活用
- ICTを活用した高等部美術科における授業実践
- 肢体不自由特別支援学校におけるICT機器を活用した数学科の指導
- 中学三年国語科のICTを活用した取組
- 読み書きに難しさのある児童のICT活用
- 特別支援教育におけるICT機器の効果的な活用

【巻頭言】メタパースは教育をどう変えるか

Meta 日本法人 Facebook Japan 公共政策本部長 小俣栄一郎

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/
教育委員会の取組/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。



ご清聴ありがとうございました

